

(写)

令和6年10月24日

愛西市長 日永貴章 殿

愛西市特別職報酬等審議会
会長 千頭 聡

特別職の報酬等について（答申）

令和6年9月17日付けで諮問のありました市長、副市長及び教育長の給料月額並びに議会の議員の報酬月額について、慎重に審議した結果、次の結論に達しましたので、ここに答申します。

答 申

1 市長、副市長及び教育長の給料月額並びに議会の議員の報酬月額について

(1) 報酬等の額

市長、副市長及び教育長の給料月額並びに議会の議員の報酬月額（以下「特別職報酬等の額」という。）については、次のとおりとすることが適当である。

役職名	月額	現行の給料・報酬月額との比較	
		額*	率
市長	962,000 円	+ 26,000 円	+ 2.76%
副市長	797,000 円	+ 22,000 円	+ 2.76%
教育長	695,000 円	+ 19,000 円	+ 2.76%
議長	521,000 円	+ 14,000 円	+ 2.76%
副議長	468,000 円	+ 13,000 円	+ 2.76%
議員	417,000 円	+ 12,000 円	+ 2.76%

注：現行の給料・報酬月額との比較に記載した額*は、現在の月額に 2.76% を乗じ、千円未満を切り上げたものである。

(2) 改定の実施時期

改定実施時期については、令和 7 年 4 月 1 日とすることが適当である。

2 答申理由

今般、当審議会一般職職員の給料月額の支給状況及び県内の特別職報酬等の額の状況を踏まえ、本市の財政状況等も参考にしつつ、各委員の意見を聞いて慎重に検討した。

その結果、市長、副市長及び教育長並びに議会の議員の方には市民の代表として多様なニーズに応え、市政発展のために活躍してもらう事が求められており、その重責を果たすため努力を惜しまず頑張っている。したがって、そ

の対価となる給料等は、その重要な担い手を確保するためにも引き上げる必要があるとの結論に至った。

なお、審議において参考とした諸状況は以下のとおりである。

- (1) 令和6年の人事院勧告では、一般職職員の給料月額を民間給与との較差2.76%を解消するため、平均+3.0%の大幅な増額改定であった。給料表の改定は、一般職初任給(大卒)が+12.1%など、若手層に重点が置かれており、指定職の給料月額は+1.1%の増額改定であった。
- (2) 特別職報酬等の額は、平成17年4月1日の市町村合併時と比較して、市長及び副市長が6,000円、教育長が5,000円、議長が7,000円、副議長及び議員が5,000円の増額に留まっている。
- (3) 市長、副市長及び教育長並びに議会の議員の年間収入を他市と比較すると平均以下である。
- (4) 本市の財政状況は、財政健全化判断比率に基づくと、健全性を維持している。なお、社会保障関連経費などの財政需要は引き続き増加が想定される。

以上を総合的に勘案し、本答申の額とすることが適当であるとの結論に達した。

3 付帯意見

- ① 期末手当については、これまでも指定職と同率で推移していることもあり、支給月数を+0.05月とすることが妥当であると判断した。
- ② 常任委員長報酬月額については、令和元年度の審議会において、議会の方針を尊重し、議員の報酬月額と区分しないこととしており、県内の支給状況等を踏まえると、現時

点で再度区分する必要がないと判断した。

③総務省によると、国家公務員の地域手当支給率は来年度以降段階的に変更されるとのことである。このことから特別職報酬等の額に地域手当支給率の変更を反映させるか否か議論になった。しかし、愛西市においては、現在特別職の給料には地域手当が区分されていないことから、継続審議とした。

④愛西市特別職報酬等審議会の開催時期について、令和4年度以降3年連続の開催となった。今後も社会情勢を適切に反映させるために、引き続き毎年開催することを求める。

4 おわりに

市長、副市長及び教育長には、さらなる行政改革を断行すること、執行機関並びに議会の議員は、引き続き市民のために住みやすいまちづくりに向け職務に精励されることを望むものである。